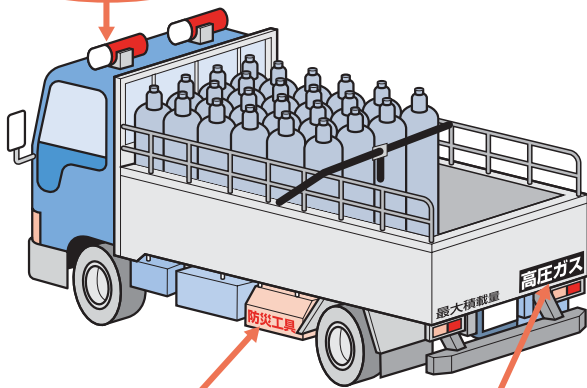




# I. 出発前の確認

移動するガス量による区分	消火器の能力	備付け個数
1000kgを超える場合	B-10以上	2個以上
150kgを超え1000kg以下の場合	B-10以上	1個以上
150kg以下の場合	B-3以上	1個以上

## 消火設備



## 防災工具等

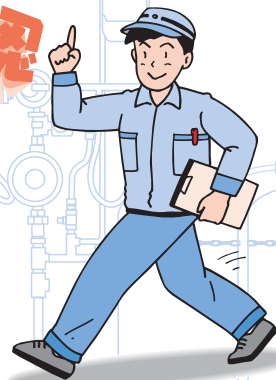
- ・赤旗
- ・赤色合図灯又は懐中電灯
- ・メガホン
- ・ロープ  
(長さ15m以上のもので2本以上)
- ・漏えい検知液
- ・車輪止め(2個以上)
- ・容器バルブ開閉用ハンドル
- ・容器バルブグランドスパナ又はモンキースパナ
- ・革手袋

## 警戒標識

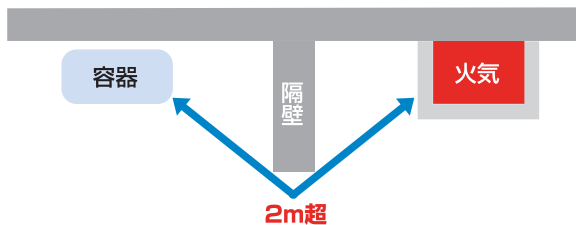
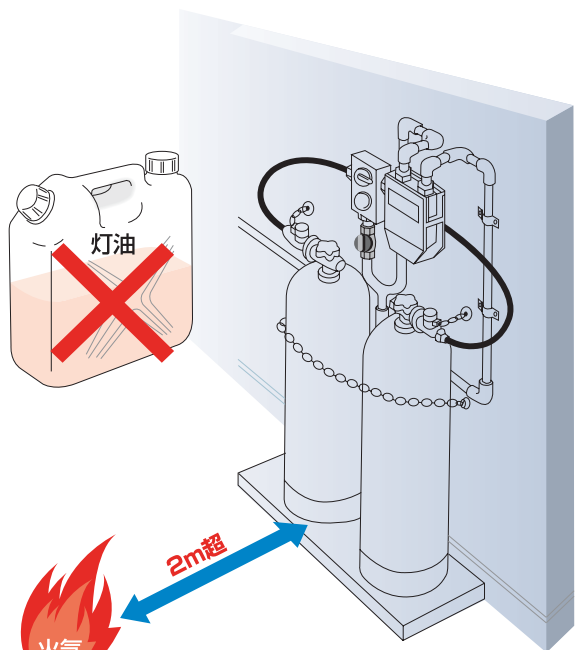
- ・車両の前方及び後方から見やすい位置に
- ・横寸法は車巾の30%以上、縦寸法は横寸法の20%以上(又は面積600cm<sup>2</sup>以上の正方形)
- ・黒地に黄色(蛍光)文字で「高圧ガス」と明記する

- 1 自動車運転免許証の携帯
- 2 容器交換時に必要な資格証
- 3 容器交換時に必要な伝票及び帳票類
- 4 イエローカードの携帯
- 5 消火設備の能力確認
- 6 防災工具等の点検
- 7 警戒標識の確認
- 8 保安業務用機器等の点検  
(検知液・革手袋等)

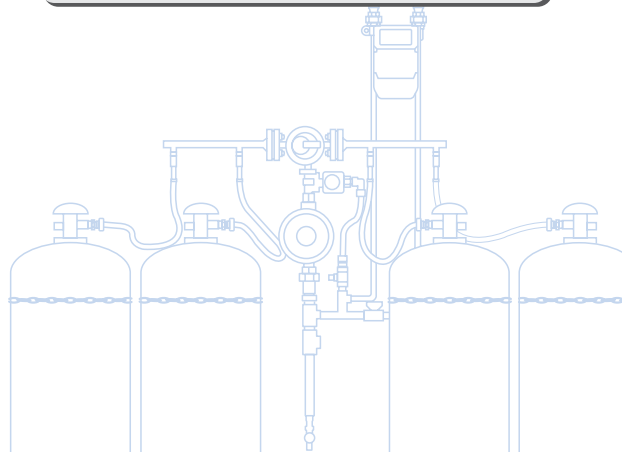
# 確認



## II. 現場到着時の確認



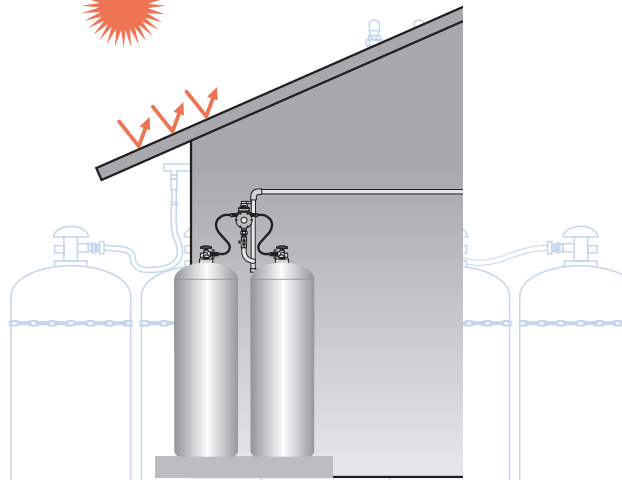
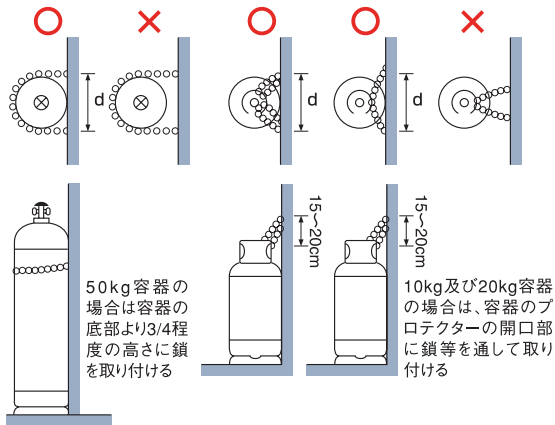
- 1 火気より2m超の離隔距離があること
- 2 容器バルブの安全弁に保護キャップが装着されていること  
(保護キャップが外れている場合は、液移動が発生していることが考えられる)
- 3 灯油、可燃物等が置いてないこと
- 4 火気を取り扱う施設までの距離がとられていること  
1t.以上 3t.未満 ▶ 5m以上  
3t.以上 10t.未満 ▶ 8m以上



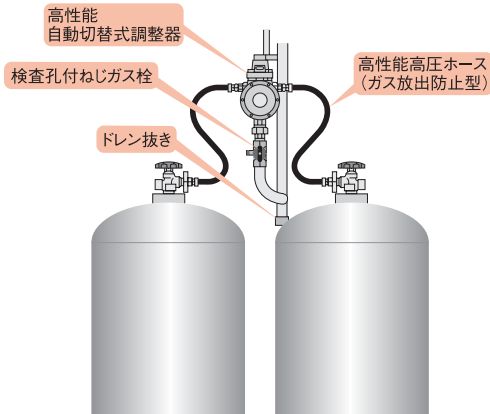


- ① 容器設置場所が水平であること
- ② 容器の底部が腐食しない環境であること
- ③ 容器の転倒防止が規定通りされていること
- ④ 容器の温度を40℃以下に保つ措置が施されていること
- ⑤ 液移動の防止措置が施されていること

## 対策例



## IV. 自動切替式調整器の場合



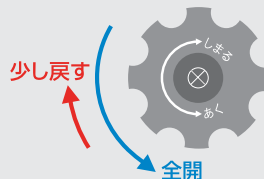
### 交換期限表示例



- 調整器には下げ札又はシールが付いている
- 自動切替式調整器と高圧ホースのセット品は原則として自動切替式調整器のみに下げ札又はシールが付いている
- 製品本体にシールや下げ札が貼付されていないものは製造年月で確認する
- 上記シールは、表示された年に期限が切れることを示す

### 容器交換作業時に中断しない設備

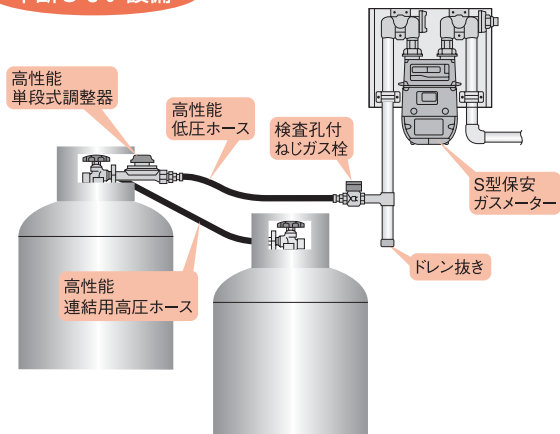
- 1 自動切替式調整器の切替レバーを180°回転させて「赤」でないことを確認すること
- 2 高圧ホース等のOリング・角リングの傷、損傷等がないこと
- 3 予備側の容器バルブが「開」であることを確認すること
- 4 容器バルブは全開してから少し緩め戻すこと



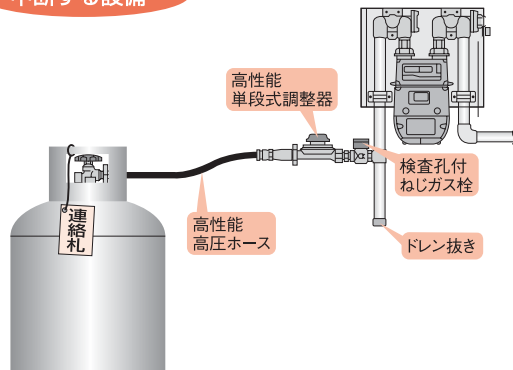
- 5 容器バルブの接続部よりガス漏れがないことを確認すること
- 6 高圧ホースに容器が接続されていない場合は、止め栓またはPOLキャップを装着すること
- 7 自動切替式調整器と高圧ホースは交換期限内であること

## V. 単段式調整器の場合

### 中断しない設備



### 中断する設備



### 容器交換作業時に中断しない設備

- 1 連結用高圧ホースはチェック弁式(Ⓒ)であることを確認すること
- 2 POLのOリング・角リングの傷、損傷等がないこと
- 3 容器バルブの接続部よりガス漏れがないことを確認すること
- 4 単段式調整器や高圧ホース及び低圧ホースは交換期限内であること

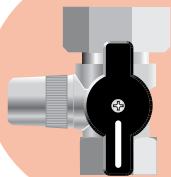
### 容器交換作業時に中断する設備

#### 消費者が在宅の時

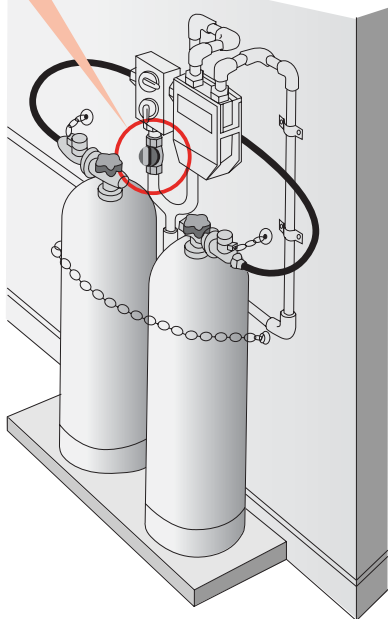
- 1 容器交換の前にLPガスを使用されていないことを確認し、ねじガス栓を「閉」にすること
- 2 使用されている時は、使用停止を確認すること
- 3 容器バルブの接続部よりガス漏れがないことを確認すること
- 4 ねじガス栓を「閉」にして保安点検をし、容器交換の終了を通知する
- 5 単段式調整器や高圧ホース及び低圧ホースは交換期限内であること

#### 消費者が不在の時

- 1 容器交換の前にガスメーターのフローチェッカーでガスが使用されていないことを確認すること
- 2 容器バルブとねじガス栓を「閉」にすること
- 3 容器バルブの接続部よりガス漏れがないことを確認すること
- 4 容器バルブを「閉」にして、「安全確認のお願い」等の連絡札を取付けること
- 5 単段式調整器や高圧ホース及び低圧ホースは交換期限内であること

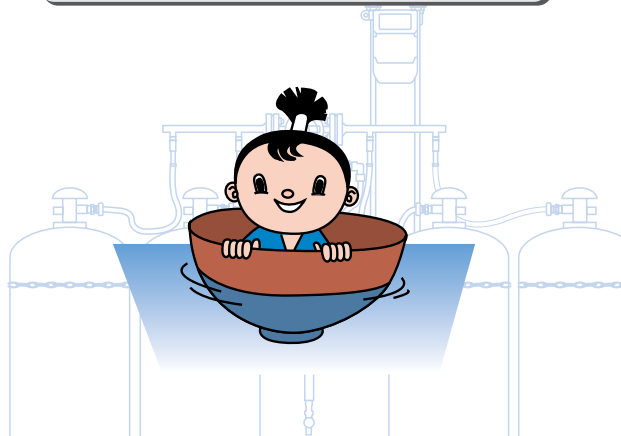


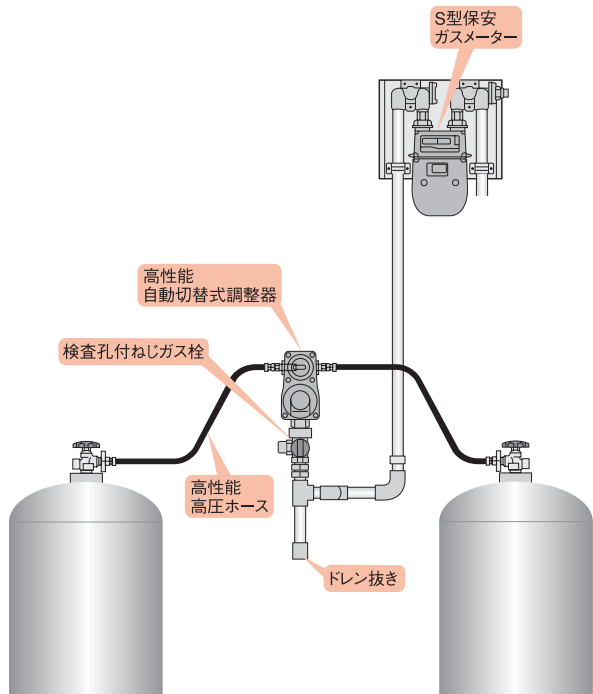
検査孔付ねじガス栓  
自動切替式調整器の出口に



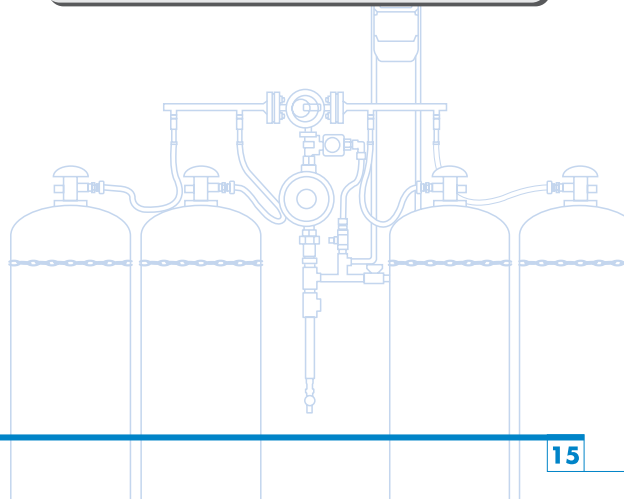
検査孔付ねじガス栓は供給圧力、漏えい検査、  
法定点検等に利用できます

- 1 ユニオン接続部よりガス漏れがないこと
- 2 ねじ接続部よりガス漏れがないこと
- 3 ねじガス栓のハンドル(レバー)は「全開」  
であること
- 4 可とう管ガス栓(フレキガス栓)が使われ  
てないか確認すること  
※「フレキ」表示及びロック機構付

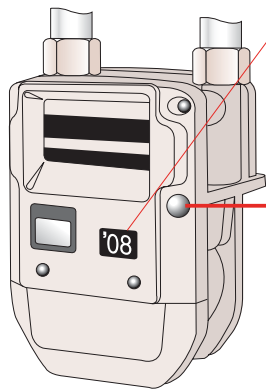




- ① 2戸以上の集合住宅にはガスメーターの入口にねじガス栓が設置されていること
- ② ドレン抜きが適正に設置されていること
- ③ 配管の分岐箇所、ねじガス栓がついていること
- ④ 高圧ホースにLPガス容器が接続されていない場合は、止め栓またはPOLキャップを装着すること







検定有効満了期限

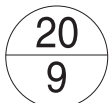
・鉛玉

表



基準適合証印

裏



交換期限

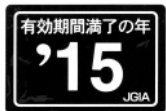
・メーターの  
検定有効満了期限が  
平成20年9月まで  
あることを示す

## 検定証印 (例)



・メーターの検定有効満了期限が平成27年4月末 (左)、  
平成27年6月末 (右) あることを示す

## 検満シール (例)

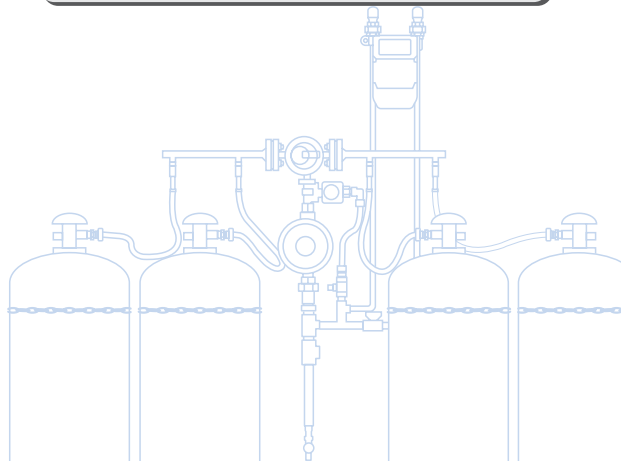


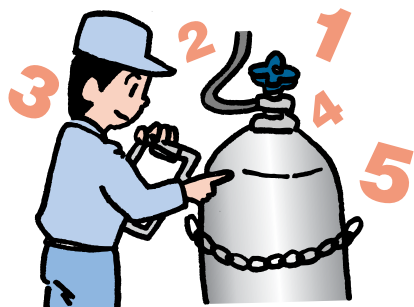
2015年までに  
交換すべきこと  
を表しています



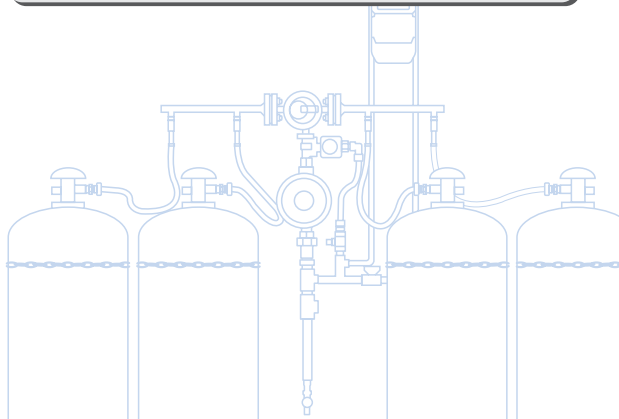
2016年4月までに  
交換すべきこと  
を表しています

- 1 マイコンメーターの異常表示の有無を確認すること
- 2 検定証印のないものは検定有効満了期限内でも交換依頼すること
- 3 検定有効満了期限内であることを確認すること





- 1 持ち帰りの容器の種類と本数を確認すること
- 2 容器は容器置場の指定位置に整理整頓すること
- 3 容器は車両に積み置きしないこと
- 4 当日配送した容器交換伝票を整理すること
- 5 容器交換先での、現場状況や消費者情報などの必要事項を、業務主任者、社内責任者に報告すること
- 6 供給設備の改善等については速やかに処置するよう関係先に連絡すること



## 容器交換時に伴う事故例－1

平成15年7月19日 10時頃

ラーメン店においてガスの漏えい事故が発生した。調べによれば、消費者自身から販売店に対し「ガス臭い」との連絡があったので、消費者に容器バルブを閉止するよう伝え、現場に急行した。

同販売店が現場に到着し、容器バルブの点検後、高圧ホースと容器バルブの接続ねじ部が手締め状態に緩く、検知液にてガスが漏えいしているを確認し、工具でねじ部を締めた。また、その後、全ての高圧ホースのOリングを新品に交換した。

事故の原因は、販売店が容器交換の際、高圧ホースと容器バルブのねじ部を十分に締めなかったことによる。

「LPガス事業団広報」より

埼玉県 飲食店

## 容器交換時に伴う事故例－2

平成16年1月18日 9時頃

消費者宅においてガスの漏えい事故が発生し、販売店の社員（男性32歳）が軽度の凍傷を負った。

調べによれば、販売店の社員が、消費者宅で50kg容器の交換時に容器のキャップが凍結により外れなかった。このため、容器を横に寝かせて外す作業を試みたが、素手の力では外れず、キャップの横穴にパイプレンチの柄を挿入し作業をした。

これによりキャップ内部で容器のバルブが緩み、液状のLPガスが噴出し、軍手をした両手に凍傷を負った。

容器を寝かせて作業したことと革手袋を着用していなかったことが最大の原因と思われる。

「LPガス事業団広報」より

長野県 一般住宅

### 容器交換時に伴う事故例－3

平成17年2月17日 16時47分頃

アパートに設置された容器置場においてガス漏えい事故が発生した。

調べによれば、当該マンション住人が「マンション周辺でガス臭がする。」と通報が消防署に入り、連絡を受けた販売店も緊急出動をした。幸いに消防署の迅速な判断により容器バルブが閉められていたため、周囲への拡散はなかった。

ガス漏れの原因は、2月15日に委託配送業者が容器交換をした際、50kg容器4本の内、右から2本目の容器と高圧ホースの締め付けが不十分のため、徐々にガスが漏えいしたと思われる。推定漏えい量は、約9kgである。

「LPガス事業団広報」より

北海道 共同住宅

### 容器交換時に伴う事故例－4

平成17年12月27日 15時47分頃

消費者の容器置場からガス漏えいしたが、人的被害及び物的損害はなかった。

調べによれば、当該消費者宅の横に設置されている容器と調整器を接続する高圧ホースが外れていたためガスが漏えいし、風呂用灯油ボイラーの火種から引火・爆発した。なお、風呂用灯油ボイラーが容器から1.3mの距離しか離れていなかった。また、容器交換時点検及び定期供給設備点検の実施が不十分であった。

「LPガス事業団広報」より

福井県 一般住宅